

報道資料

平成28年5月23日
県土マネジメント部まちづくり推進局
建築課開発指導係
担当：宮川、喜彌
(内線 4422)
(直通 0742-27-7573)

宅地防災月間に防災パトロール等を実施

奈良県では梅雨期に備えて、5月を「宅地防災月間」と定め、宅地造成によって生じるがけ崩れや土砂の流出等による災害を未然に防止し、災害のない安全なまちづくりに寄与することを目的として、次の活動を行います。

1 実施期間

平成28年5月1日(日)から6月1日(水)まで

2 活動方針

- (1) 宅地造成工事現場等における災害防止の総点検の実施
- (2) 県民の宅地防災意識の高揚

3 実施事項

- (1) 宅地造成工事現場等の防災パトロール

○ 目的
工事中の災害、土砂流出等を未然に防止する目的で工事現場の防災措置について造成主または工事施工者に対して適切な指導を行います。

○ パトロール予定箇所
7箇所(4市町)
○ 日程(予定)
平成28年5月30日(月)、5月31日(火)、6月1日(水)

○ 実施方法
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課、関係土木事務所及び関係市町村の職員が工事関係者等立会のうえ実施します。

- (2) 県民に対する広報活動

県民の理解を深めるため、ポスターの掲示、パンフレットの配布、県庁ホームページの活用等による広報活動を実施します。